

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2021年12月22日16：00をもってサービスを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しを致しますので、申出期間内に申出をお願い致します。

記

■払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
ココネ株式会社

■払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
有償の「ギフトコイン」

■払戻し申出期間

2021年12月22日（水）16：00から2022年2月22日（火）15：59

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除外されますのでご注意願います。

■申出の方法

払戻し申出期間内に、ブラウザ版「#私を布教して」 (<https://fukyou.me/>) の「ギフトコイン払い戻し申請フォーム」にて以下の情報をご送信ください。

- ・登録したアカウント名およびユーザーID
- ・払戻しを受ける金融機関口座の情報（金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号、カタカナによる口座名義）
- ・前項括弧書きの情報（5点）がすべて確認できる通帳もしくはキャッシュカードの写真（ネットバンクの場合はスクリーンショット）

※「ギフトコイン払い戻し申請フォーム」からお申出いただいた場合のみ、正式なお申出があったものとして払戻しのお手続きを進めます。「ギフトコイン払い戻し申請フォーム」以外の方法で払戻しに関するご連絡をいただいた場合は、正式なお申出があったとはみなされず、払戻しのお手続きは開始いたしませんのでご注意頂ますようお願い申し上げます。

※「ギフトコイン払い戻し申請フォーム」は2021年12月22日16：00にご案内いたします。

■払戻しの方法

ご指定いただいた銀行口座へ、日本円にて対象となる前払式支払手段の残高相当額をお振込みします。

振込手数料は本サービスの運営会社であるCARROT株式会社が負担いたしますが、日本以外への送金によって受取手数料、中継手数料、為替手数料等（以下「諸費用」といいます。）が発生する場合、かかる諸費用は払戻しを受ける者が負担するものとし、残高相当額から諸費用を差し引いた金額をお振込みいたします。

■払戻しに関する問合せ先

東京都世田谷区若林三丁目1番18号

fukyou_support@carrot-inc. co. jp

以上

2021年12月22日

東京都世田谷区若林三丁目1番18号

ココネ株式会社